

日介支専協第 1-0202 号

令和元年 10 月 19 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴 口 里 則  
[公 印 省 略]

令和元年台風第 19 号による被災者に係る利用料等の  
介護サービス事業所等における取扱いについて（ご連絡）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省老健局より、各都道府県介護保険担当主管部（局）宛てに標記の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

この事務連絡は、災害発生により介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取り扱いについて示された内容です。別紙 2 には、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットが掲載されています。なお、別紙 1 及び別紙 3 には、令和元年 10 月 18 日時点での猶予実施市町村が掲載されており、今後追加される場合は改めて事務連絡が発出されます。

貴支部におかれましては、本件につきまして地域支部および会員の皆様への周知をお願いいたします。

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
事務局 木村能子 担当：田鎖ゆうき・大室悠  
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階  
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778  
E-mail soumuka@jcma.or.jp